

要配慮者利用施設管理者 様

宮崎市長 戸 敷 正  
( 公 印 省 略 )

### 水防法に係る避難確保計画の作成について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本市の防災行政に特段のご理解、ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度の水防法改正により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けされ、市では昨年より避難確保計画の作成を依頼して参りましたが、現在まで貴施設は「未作成」となっております。

令和 2 年 7 月豪雨では、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が生じたことから、施設利用者の安全を確保するため、水害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の資料を参考に避難確保計画を作成し、危機管理課までご提出いただきますようお願いいたします。

なお、未作成の状況が継続した場合、市から作成を求める「指示」を行い（水防法第 15 条の 3 第 3 項）、正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合は、その旨を「公表」することができる（同条第 4 項）ことを申し添えます。

### 記

#### 1 ホームページ掲載場所【同封資料参照】

○宮崎ホームページ

→くらし・手続き→消防・防災→災害に備える

→要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について

※「避難確保計画の作成方法（水防法）」を同封しております。計画作成に関しては、以下の担当までお尋ねください。

#### 提出・問い合わせ先

宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号

宮崎市 危機管理部 危機管理課

防災対策係 担当：時吉

TEL：21-1730 FAX：25-2145

E-mail：03kiki@city.miyazaki.miyazaki.jp